

大船渡市森林保険補助金交付要綱

(目的)

第1条 令和7年2月19日及び26日に発生した大規模林野火災（以下「大規模林野火災」という。）により被災した森林の復旧の促進を図るため、跡地造林を行った森林の森林保険の保険料に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 跡地造林 大規模林野火災により被災した森林において、森林の復旧を目的として行う地ごしらえ、苗木の植栽その他市長が必要と認める森林整備をいう。
- (2) 森林保険 森林保険法（昭和12年法律第25号）第2条第1項に規定する森林保険をいう。
- (3) 森林災害復旧事業 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第11条の2に規定する森林災害復旧事業をいう。
- (4) 森林整備事業 森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）の規定に基づき行う事業をいう。
- (5) いわて環境の森整備事業 いわて環境の森整備事業補助金交付要綱及び岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）の規定に基づき行う事業をいう。
- (6) 助成金 岩手県森林再生機構が定める森林再生支援事業助成金交付要綱に基づき交付される岩手県森林再生基金事業助成金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、大規模林野火災により被災した森林の所有者であって、跡地造林により苗木を植栽し、当該森林について保険期間が10年の森林保険の契約を締結し、その保険料を支払ったものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、跡地造林を行う次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 森林災害復旧事業
- (2) 森林整備事業
- (3) いわて環境の森整備事業

(補助金の交付回数)

第5条 補助金の交付は、土地1筆につき1回を限度とする。ただし、同一の土地において、異なる補助対象事業により跡地造林を行う場合は、この限りでない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、大船渡市森林保険補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第2に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請は、森林保険の加入日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、助成金の交付に係る手続に時間を要したことその他やむを得ない理由により当該期間内に申請することが困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

3 森林整備事業又はいわて環境の森整備事業により跡地造林を行った森林に係る森林保険の保険料に係る補助金の交付申請は、助成金の交付を受ける場合は、助成金の額が確定し、かつ、その支払を受けた後に行うものとする。

4 第1項の規定による交付申請の受付期間は、市長が別に定める。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、大船渡市森林保険補助金交付決定通知書（様式第2号）又は大船渡市森林保険補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、大船渡市森林保険補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

(申請の取下げ期日)

第10条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して15日以内とする。

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、第8条の規定により決定された補助金の交付を受けようとするときは、大船渡市森林保険補助金交付請求書（様式第5号）に、別表第2に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付請求の受付期間は、市長が別に定める。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の請求を受理した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 第9条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、補助金が既に支払われているときは、補助対象者は、14日以内にその返還をしなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（令和8年9月8日林野火災対策局長決裁）

この要綱は、令和8年9月8日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
森林災害復旧事業	跡地造林を行った森林に係る森林保険の保険料	補助対象経費の全額
森林整備事業 いわて環境の森整備事業	険の保険料	補助対象経費の全額。ただし、助成金の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該助成金の額を控除した額

別表第 2（第 7 条、第11条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
第 7 条の規定による書類	大船渡市森林保険補助金交付申請書 【森林災害復旧事業の場合】 1 森林保険契約申込書の写し 2 保険料の領収書等の写し 3 森林保険証書の写し 4 その他市長が必要と認める書類 【森林整備事業又はいわて環境の森整備事業の場合】 1 加入した森林保険の保険料の額が確認できる書類の写し 2 保険料の領収書等の写し 3 森林保険証書の写し 4 助成金の額が確認できる書類の写し(助成金の交付を受ける場合) 5 その他市長が必要と認める書類	第 1 号	各 1 部	森林保険の加入日から起算して 1 年以内
第11条の規定による書類	大船渡市森林保険補助金交付請求書	第 5 号	1 部	交付決定の日から起算して 14 日以内

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

大船渡市長 様

住 所

氏 名

大船渡市森林保険補助金交付申請書

大船渡市森林保険補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 補助対象事業

☐ 森林災害復旧事業 ☐ 森林整備事業 ☐ いわて環境の森整備事業

2 森林の所在地

3 森林保険加入年月日

年 月 日

4 森林保険の保険料

円

5 助成金の額（助成金の交付を受ける場合のみ記載）

円

6 補助金交付申請額

円

7 添付書類

- (1) 森林保険契約申込書又は加入した森林保険の保険料の額が確認できる書類の写し
- (2) 保険料の領収書等の写し
- (3) 森林保険証書の写し
- (4) 助成金の額が確認できる書類の写し（助成金の交付を受ける場合）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 8 条関係）

大船渡市指令 第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

大船渡市森林保険補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大船渡市森林保険補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金の交付決定額 円

様式第3号（第8条関係）

大船渡市指令 第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

大船渡市森林保険補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大船渡市森林保険補助金について、次の理由により不交付することに決定したので通知します。

記

不交付の理由

様式第 4 号（第 9 条関係）

大船渡市指令 第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

大船渡市森林保険補助金交付決定（一部）取消通知書

年 月 日付け大船渡市指令 第 号で通知した補助金の交付
決定については、下記の理由により（一部）取り消しましたので通知します。

記

1 （一部）取消しの理由

2 （一部）取消しの内容

様式第 5 号（第11条関係）

年 月 日

大船渡市長 様

住 所

氏 名

大船渡市森林保険補助金交付請求書

年 月 日付け大船渡市指令 第 号で交付決定を受けた大船渡市森林保険補助金について、次のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付請求額 金 円
- 3 振込先

金融機関名							
支店名							
口座種別	普 通 ・ 当 座						
口座番号							
口座名義	フリガナ						
	氏 名						